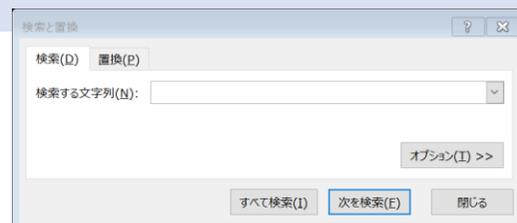


FAQ【訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）】 （指定基準編 令和4年12月13日時点）

検索方法

⇒「**Ctrl**」キーと「**F**」キーを同時に押していただくと、右図の「検索と置換」ダイアログボックスが表示されますので、赤枠内に調べたい内容（例：サービス提供責任者 等）を入力していただき、「次を検索」を何度か押して、検索してください。

※検索しても見つからない場合は、障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当
（電話：03-5320-4325）にお問合せください。



目次

- 1 新規指定申請について
 - 1-1 共通事項
 - 1-2 介護保険サービス（訪問介護）の指定あり
 - 1-3 介護保険サービス（訪問介護）の指定なし
 - 1-4 介護保険サービス（訪問介護）との同時申請
 - 1-5 共生型サービスの申請
- 2 指定更新について
- 3 変更届について
- 4 廃止届・休止届・再開届について
- 5 特定事業所加算について
- 6 その他

1 新規指定申請について

1-1 共通事項

No	質問	回答
1	障害の訪問系サービスの指定申請書の様式はどのように用意すればよろしいでしょうか。	<p>障害の指定申請書の様式については、インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。</p> <p>https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=079</p>
2	障害の訪問系サービスの指定を受ける際、登記簿謄本（登記事項全部証明書）にはどのような記載が必要でしょうか。	<p>障害の訪問系サービスの指定を受ける際には、提出いただく登記簿謄本（登記事項全部証明書）に、申請に係る事業についての記載が必要です。詳細はインターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。</p> <p>https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-001</p>
3	管理者、サービス提供責任者及びヘルパーとして従事するためには、どのような要件が必要でしょうか。	<p>管理者、サービス提供責任者は常勤※1・専従※2で勤務する必要があります。</p> <p>※1 事業所における勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいいます。</p> <p>※2 原則として、サービス提供時間を通じて指定障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>管理者に資格要件はありませんが、サービス提供責任者、ヘルパーとして従事するための資格要件があります。詳細はインターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。特に、同行援護及び行動援護のサービス提供責任者の資格要件についてはご注意ください。</p> <p>https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-005</p>
4	従業者は何名配置が必要なのでしょうか。	<p>常勤換算法※により、サービス提供責任者及びヘルパーの勤務時間の合計で2.5人以上配置する必要があります。</p> <p>※事業所の従業者の勤務延べ時間数を、事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。</p> <p>詳細は、インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」の以下URLに掲載されている「新規申請書類一式」「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の記載例を御確認ください。</p> <p>https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002</p>

5	障害の訪問系サービスの指定申請の期限を教えてください。	原則として、指定は申請書類が受理された翌々月の1日付けで行います。受理するためには、申請書の差替え等も完了する必要がありますので、指定予定日の前々月末までに受理できるよう、余裕をもった申請をお願いします。※申請の受付は予約制です。在宅支援担当（電話：03-5320-4325）までお問い合わせください。
6	申請は郵送でも可能でしょうか。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等により対応が変更となる場合もありますが、基本的には、来庁申請をお願いします。
5	介護保険サービス（訪問介護）のような事前研修は受講する必要があるのでしょうか。	障害では事前研修を実施していませんので、受講は不要です。
6	個人として新規指定を申請することは可能でしょうか。	個人としての申請は不可です。法人としての申請となります。

1-2 介護保険サービス（訪問介護）の指定あり

No	質問	回答
1	障害の訪問系サービスの指定申請書の様式は介護保険と同じものでいいのでしょうか。	障害の指定申請書の様式は介護保険の様式と異なります。様式については、インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。 https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDs pCatego.php?catid=079
2	障害の訪問系サービスの管理者が障害の訪問系サービスのサービス提供責任者やヘルパーを兼務することは可能でしょうか。	可能です。
3	介護保険サービスの管理者が障害の訪問系サービスの管理者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。

4	介護保険サービスのサービス提供責任者が障害の訪問系サービスのサービス提供責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。 ※同行援護及び行動援護のサービス提供責任者になる場合は、資格要件が異なるため注意が必要です。
5	障害の訪問系サービスの管理者が、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）に従事することは可能でしょうか。	常勤・専従で勤務する必要があるため、原則として、他事業との兼務は不可です。管理業務に支障がない限り、同一敷地内又は隣接している事業所などでの管理者又は従業者として兼務することは可能です。事前に他事業のサービス所管に、兼務が可能かの確認をした上で、在宅支援担当（電話：03-5320-4325）までお問い合わせください。他事業のサービス所管の連絡先は以下URLから確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDsplist.php?catid=093-001
6	介護保険サービスの指定を受けている事業所を、障害の訪問系サービスの事業所として兼用することは可能でしょうか。	可能です。なお、事務室や鍵付き書庫については、介護保険で使用するスペースと障害で使用するスペースをすみ分けしていただく必要があります。
7	介護保険サービスの指定を受けている事業所を、障害の訪問系サービスのほか、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）の事業所として兼用することは可能でしょうか。	事前に他事業のサービス所管に、兼用が可能かの確認をした上で、在宅支援担当（電話：03-5320-4325）までお問い合わせください。他事業のサービス所管の連絡先は以下URLから確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDsplist.php?catid=093-001
8	介護保険サービスの指定を受けている場合、障害の訪問系サービスに従事する従業者のみで常勤換算2.5人以上の基準を満たす必要があるのでしょうか。	介護保険サービスの指定を受けている場合、障害の訪問系サービスに従事する従業者のみで常勤換算2.5人以上の基準を満たす必要はありません。介護保険と障害の訪問系サービスを併せて常勤換算2.5人以上の基準を満たすことで足りります。

1-3 介護保険サービス（訪問介護）の指定なし

No	質問	回答
1	障害の訪問系サービスの管理者がサービス提供責任者やヘルパーを兼務することは可能でしょうか。	可能です。

2	障害の訪問系サービスの管理者が、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）に従事することは可能でしょうか。	常勤・専従で勤務する必要があるため、原則として、他事業との兼務は不可です。管理業務に支障がない限り、同一敷地内又は隣接している事業所などでの管理者又は従業者として兼務することは可能です。事前に他事業のサービス所管に、兼務が可能かの確認をした上で、在宅支援担当（電話：03-5320-4325）までお問い合わせください。他事業のサービス所管の連絡先は以下URLから確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDsPList.php?catid=093-001
3	障害の訪問系サービスのサービス提供責任者が、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）に従事することは可能でしょうか。	常勤・専従で勤務する必要があるため、原則として、他事業との兼務は不可です。なお、常勤・専従のサービス提供責任者のほかに、余剰で配置するサービス提供責任者については、非常勤の勤務も可能であり、他事業に従事することも可能です。
4	障害の訪問系サービスのほか、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）の事業所として兼用することは可能でしょうか。	事前に他事業のサービス所管に、兼用が可能かの確認をした上で、在宅支援担当（電話：03-5320-4325）までお問い合わせください。他事業のサービス所管の連絡先は以下URLから確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDsPList.php?catid=093-001

1-4 介護保険サービス（訪問介護）との同時申請

No	質問	回答
1	障害の指定申請書の様式は介護保険と同じものでいいのでしょうか。	障害の指定申請書の様式は介護保険の様式と異なります。様式については、インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDsPCategory.php?catid=079
2	障害の訪問系サービスの管理者がサービス提供責任者やヘルパーを兼務することは可能でしょうか。	可能です。
3	介護保険サービスの管理者が障害の訪問系サービスの管理者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。

4	介護保険サービスのサービス提供責任者が障害の訪問系サービスのサービス提供責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
5	障害の訪問系サービスの管理者が、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）に従事することは可能でしょうか。	常勤・専従で勤務する必要があるので、原則として、他事業との兼務は不可です。管理業務に支障がない限り、同一敷地内又は隣接している事業所などでの管理者又は従業者として兼務することは可能です。事前に他事業のサービス所管に、兼務が可能かの確認をした上で、在宅支援担当（電話：03-5320-4325）までお問い合わせください。他事業のサービス所管の連絡先は以下URLから確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDsPList.php?catid=093-001
6	障害の訪問系サービスのサービス提供責任者が、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）に従事することは可能でしょうか。	常勤・専従で勤務する必要があるので、原則として、他事業との兼務は不可です。なお、常勤・専従のサービス提供責任者のほかに、余剰で配置するサービス提供責任者については、非常勤の勤務も可能であり、他事業に従事することも可能です。
7	介護保険サービスの指定を受ける事業所を、障害の訪問系サービスの事業所として兼用することは可能でしょうか。	可能です。なお、事務室や鍵付き書庫については、介護保険で使用するスペースと障害で使用するスペースをすみ分けしていただく必要があります。
8	介護保険サービスの指定を受ける事業所を、障害の訪問系サービスのほか、他事業（放課後等デイサービスや共同生活援助）の事業所として兼用することは可能でしょうか。	事前に他事業のサービス所管に、兼用が可能かの確認をした上で、在宅支援担当（電話：03-5320-4325）までお問い合わせください。他事業のサービス所管の連絡先は以下URLから確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDsPList.php?catid=093-001
9	介護保険サービスの指定を受ける場合、障害の訪問系サービスに従事する従業者のみで常勤換算2.5人以上の基準を満たす必要があるのでしょうか。	介護保険サービスの指定を受ける場合、障害の訪問系サービスに従事する従業者のみで常勤換算2.5人以上の基準を満たす必要はありません。介護保険と障害の訪問系サービスを併せて常勤換算2.5人以上の基準を満たすことで足りります。
10	収支予算書の金額は、介護保険サービスと障害の訪問系サービスの金額を按分した金額を入力すればよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

1-5 共生型サービスの申請

No	質問	回答
1	共生型サービスと介護保険ありの申請の違いを教えてください。	共生型サービスは、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として平成30年に設けられた制度です。介護保険ありの申請と比べ、指定申請に必要な書類が少なくなります。（ヘルパーの資格証の提出が不要になる など）
2	障害の指定申請書の様式は介護保険と同じものでいいのでしょうか。	障害の指定申請書の様式は介護保険の様式と異なります。様式については、インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。 https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=079

2 指定更新について

No	質問	回答
1	指定更新の手続きの流れを教えてください。	指定の有効期限の約3か月前を目安に、在宅支援担当から更新対象事業所宛てに更新申請書等を郵送します。必要事項を記入・押印の上、御返信ください。なお、介護保険のサービスは有効期限の約6か月前に更新申請書等を郵送する場合があります、スケジュールが異なりますのでご注意ください。

3 変更届について

No	質問	回答
1	障害の訪問系サービスの変更届の様式はどのように用意すればよろしいでしょうか。	変更届の様式については、インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。 https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-003
2	変更届の提出が必要となる変更事項を教えてください。	以下事項に変更が生じた場合、変更届の提出が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名・法人住所・法人代表者 ・ 事業所名称・住所（TEL/FAX） ・ 管理者 ・ サービス提供責任者 ・ 事業所の平面図のレイアウト ・ 運営規程
3	ヘルパーが変更となった場合は変更届の提出は必要でしょうか。	ヘルパーが変更した場合、その都度の変更届の提出は不要ですが、任意の時期に、年一回、変更届の提出をお願いします。
4	役員が変更となった場合は変更届の提出は必要でしょうか。	不要です。

4 廃止届・休止届・再開届について

No	質問	回答
1	廃止届・休止届・再開届の様式はどのようにご用意すればよろしいでしょうか。	インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-006
2	廃止届及び休止届の提出に当たっての注意点を教えてください。	事業所の利用者がある場合、移行先リストを作成の上、廃止（休止）日から1か月前までに御提出をお願いします。事業所の利用者がいなければ、1か月前でなくても構いません。 また、すでに事業所が廃止（休止）している場合、廃止（休止）日は過去に遡っても構いません。 なお、廃止届については、様式の上部余白に法人印の捨印を押印いただきますようお願いいたします。
3	再開届の提出に当たっての注意点を教えてください	「再開届」の提出と同時に、「変更届」を提出いただき、人員・設備の確認をさせていただきます。従業員の資格要件などを再度確認のうえ、ご提出をお願いします。

5 特定事業所加算について

No	質問	回答
1	加算の届出は、算定するサービスごとに提出が必要なののでしょうか。	お見込みのとおり、加算の届出は、算定するサービスごとに提出が必要です。なお、算定要件における勤務表や割合などは、サービスごとに作成・計算いただくようお願いします。
2	加算の届出の提出締切を教えてください。	加算は毎月1日付で算定されますが、算定予定日の前月15日（消印有効）が締切です。
3	加算の届出の様式はどのように用意すればよろしいでしょうか。	インターネットサイト「東京都障害者サービス情報」から確認いただけます。 https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-007

6 その他

No	質問	回答
1	八王子市内の事業所が障害の訪問系サービスの指定申請をする場合の窓口を教えてください。	八王子市が指定事務を担当しますので、八王子市福祉部障害者福祉課（事業者指定担当）へお問い合わせください。
2	基準該当障害福祉サービス事業者として登録したいのですが、窓口を教えてください。	区市町村の障害福祉主管部署へお問い合わせください。
3	移動支援事業の登録の手続きをしたいのですが、窓口を教えてください。	区市町村の障害福祉主管部署へお問い合わせください。